

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (二件) …………… 一
- …………… (生活文化局計量検定所検査課) ……
- 都市計画事業の認可 (二件) …………… 二
- …………… (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) ……
- 宅地建物取引業法による行政処分 (二件) …………… 二
- …………… (都市整備局住宅政策推進部不動産業課) ……
- 建築基準法による道路の指定 (二件) …………… 四
- …………… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 …………… 五
- …………… (環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定 (福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課) …… 六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定 …………… 一〇
- …………… (建設局道路管理部監察指導課) ……
- 技能検定員審査の実施 …………… 三
- 教習指導員審査の実施 …………… 三
- 犯罪被害者等早期援助団体の代表者の氏名の変更 …… 四
- 特定非営利活動法人の認定 ……………

告示

- …………… (生活文化局都民生活部管理法人課) …… 四
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証 …… 四
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効 …… 四
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 …… 五
- …………… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 …… 六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 …… 七
- 消防法に基づく命令 …… 七
- …………… (東京消防庁) ……

●東京都告示第千三百六十六号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年八月五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 北区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十八年九月七日から同年十月二十七日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の

- 五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千三百六十七号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年八月五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 東村山市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十八年九月七日から同月二十八日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称

●東京都告示第千三百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十八年八月五日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の名称 調布都市計画公園事業第八・二・五号亀塚公園
- 三 事業施行期間 平成二十八年八月五日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 狛江市元和泉一丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千三百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十八年八月五日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の名称 調布都市計画公園事業第八・二・六号猪方小川塚公園

三 事業施行期間 平成二十八年八月五日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 狛江市猪方三丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千三百七十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十八年八月五日

- 一 被処分者
 - (一) 商号 有限会社トリアホーム
 - (二) 代表者氏名 取締役 梅木 邦晴
 - (三) 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿七丁目一番七号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(7)第五八〇〇六号
 - (五) 免許年月日 平成二十六年一月十九日
- 二 処分年月日 平成二十八年七月二十六日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年八月二十二日から同年九月二十日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

- 一 被処分者
 - (一) 商号 サンランドシステム有限会社
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 吾一

(三) 主たる事務所 杉並区高井戸西一丁目三十三番二号
 所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(6)第六一七八三号

(五) 免許年月日 平成二十四年九月六日

二 処分年月日 平成二十八年七月十三日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年八月二十二日から同年九月二十日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

- 一 被処分者
 - (一) 商号 有限会社フォリオ
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 高橋 洋
 - (三) 主たる事務所 千代田区九段南四丁目八番三十号
所の所在地
 - (四) 免許証番号 東京都知事(5)第七一〇三七号
 - (五) 免許年月日 平成二十四年一月二十八日
- 二 処分年月日 平成二十八年七月十四日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年八月二十二日から同年九月二十日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

- 一 被処分者
 - (一) 商号 株式会社R Jコーポレーション
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 阿部 雅之
 - (三) 主たる事務所 渋谷区渋谷一丁目十番三号
所の所在地
 - (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八二九〇五号
 - (五) 免許年月日 平成二十六年三月十二日

<p>二 処分年月日 平成二十八年七月二十六日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年八月二十二日から同年九月二十日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>	<p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社長谷川設計</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 長谷川 隆</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 青梅市新町四丁目二十九番地三コトブキマンション四一〇</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七三〇三号</p> <p>(五) 処分年月日 平成二十四年三月二十三日</p> <p>二 処分年月日 平成二十八年七月二十六日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年八月二十二日から同年九月二十日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>
<p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社トワテック</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 村松 眞二</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 新宿区西早稲田三丁目一番七号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇三九〇号</p> <p>(五) 処分年月日 平成二十六年四月十日</p> <p>二 処分年月日 平成二十八年七月十三日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年八月二十二日から同年九月二十日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>	<p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 富士工業株式会社</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 徳武 庄一</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 中央区新川一丁目二十一番五号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五八九九号</p> <p>(五) 処分年月日 平成二十五年十月十八日</p> <p>二 処分年月日 平成二十八年七月二十七日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年八月二十二日から同年九月二十日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>
<p>(二) 代表者氏名 石川 悟</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 板橋区大和町二十番十四号 ペアパレスパルティ・二〇一号室</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六九〇六号</p> <p>(五) 処分年月日 平成二十六年八月八日</p> <p>二 処分年月日 平成二十八年七月二十七日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年八月二十二日から同年九月二十日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>	<p>●東京都告示第千三百七十一号</p> <p>宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>平成二十八年八月五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 被処分者</p> <p>(一) 商号 株式会社ラクーラホーム</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 宮田 裕二郎</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 墨田区江東橋四丁目二十二番十号四階D</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)九五三二七号</p> <p>(五) 処分年月日 平成二十五年五月十日</p> <p>二 処分年月日 平成二十八年七月二十六日</p> <p>三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十八年九月五日から同年十月四日まで)</p> <p>四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号</p>

●東京都告示第千三百七十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十八年七月五日	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字宿西四百七十九番四、四百八十番一、四百五、四百八十三番一、同番二及び同番九の各一部、同番九地先並びに同番十八、同番二十一、同番二十五、同番二十六及び四百八十六番二の各一部、大字箱根ヶ崎字西平千二百七十八番二地先並びに同番二、千三百三十七番一、同番四、千三百

三十八番三、千三百三十九番一、同番二、千三百四十番一及び同番二の各一部、大字箱根ヶ崎字池廻り五百三十四番一の一部、同番一池、五百三十五番一の一部、同番四並びに同番八、五百三十六番一、五百三十七番一、同番二及び同番三の各一部、同番三池先、同番四の一部、同番五並びに同番六、同番七、五百三十八番一及び同番三の各一部、同番四、五百三十九番一の一部、同番二、同番三の一部、同番五並びに五百四十番一、同番二、五百四十二番一及び同番二の各一部、同番三、大字箱根ヶ崎字松原千三百四十六番一及び同番二の各一部、同番三

●東京都告示第千三百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

並びに同番四、千三百五十四番一及び同番二の各一部、同番三、千三百七十九番一の一部、同番三、千三百八十番一の一部、同番三、千三百八十二番一の一部、同番二並びに同番三及び千四百一十一番一の一部、同番二及び千四百三十三番三

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
昭島市福島町第一項第四号道路	平成二十八年七月十一日	延長 一二八・七八 幅員 一四七・六三

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
昭島市福島町第一項第四号道路	平成二十八年七月十一日	延長 一二八・七八 幅員 一四七・六三
昭島市福島町第一項第四号道路	平成二十八年七月十一日	延長 九六・四七 幅員 一六・〇〇
昭島市福島町第一項第四号道路	平成二十八年七月十一日	延長 一六・〇〇 幅員 一六・〇〇
昭島市福島町第一項第四号道路	平成二十八年七月十一日	延長 一六・〇〇 幅員 一六・〇〇
昭島市福島町第一項第四号道路	平成二十八年七月十一日	延長 一六・〇〇 幅員 一六・〇〇

●東京都告示第千三百七十四号

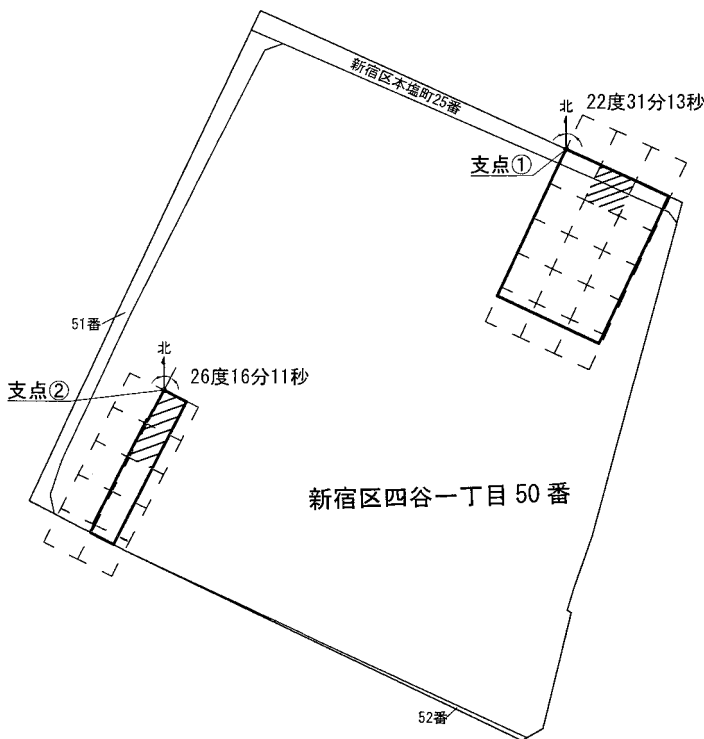
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区本塩町地内及び同区四谷一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



- 凡 例
- 調査対象地
 - ▨ 形質変更時要届出区域
 - - 単位区画線
 - 筆境界線

〈支点〉	X座標	Y座標
①	-34590.235	-9392.238
②	-34649.441	-9500.320

本座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号) 附則第2条の規定により、日本測地系座標の計算によって作成した。

〈格子の回転角度〉

支点①22度31分13秒
支点②26度16分11秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百七十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、平成二十七年七月一日付けで身体に障害のある者の診断を担当する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十九年東京都規則第百四十八号)第四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年八月五日

東京都知事 小池百合子

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
大西 智子	眼科	医療法人財団順和会山王病院	港区赤坂8-10-16
諸星 計	眼科	東京女子医科大学附属糖尿病センター	新宿区河田町8-1
久保 麻美	眼科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
熊代 俊	眼科	目黒おとり眼科	目黒区目黒3-10-13 大鳥エステートビル2階
三宮 暉香	眼科	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1
河合 功	眼科	一般社団法人至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1
林 慶寛	眼科	医療法人社団陽輝会 河合眼科医院	中野区東中野3-8-13 MSR東中野4階
三原 敬	眼科	赤塚眼科はやし医院	板橋区赤塚新町1-24-5
山内 康行	眼科	三原眼科医院	足立区本木北町14-6
安達 香	眼科	二本松眼科病院	江戸川区平井4-10-7
		青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5

2 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
仲田 拓人	耳鼻咽喉科	ホロン島居坂クリニック耳鼻咽喉科アレルギー科	港区麻布十番1-5-8 ヴェスタビル4階
清水 重敏	耳鼻咽喉科	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
山口 宗太	耳鼻咽喉科	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
岡 良和	耳鼻咽喉科	医療法人社団良仁会経堂耳鼻咽喉科	世田谷区経堂2-1-33 経堂コルティ3階308号
長谷川 央	耳鼻咽喉科	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
菊地 仁	耳鼻咽喉科	医療法人社団めぐみ会 多摩フローラクリニック	多摩市落合1-35 ライオンズプラザ多摩センター3階

3 聴覚障害、音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
大久保 はるか	耳鼻咽喉科	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6

4 音声・言語機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
藤 優子	リハビリテーション科	河北リハビリテーション病院	杉並区堀ノ内1-9-27
中島 智	脳神経外科	社会福祉法人東京緑新会多摩療養園診療所	日野市程久保872-1

5 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
川崎 洋介	整形外科	社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町1
前川 理沙	神経内科	東京通信病院	千代田区富士見2-14-23
鈴木 秀彦	整形外科	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
熊太 慎吾	整形外科	独立行政法人国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-2-1-1
生尾 修太	整形外科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-4-5
小田澄 浩二	整形外科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-4-5
佐藤 信吾	整形外科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-4-5
壽美田 一貴	脳神経外科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-4-5
阿部 庸子	老年病内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-4-5
松尾 祐介	膠原病・リウマチ内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-4-5
小川 令	形成外科	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5
武藤 治	整形外科	社会医療法人社団順江会江東病院	江東区大島6-8-5
小林 朋佳	小児科	N T T 東日本関東病院	品川区東五反田5-9-2-2
山田 祐子	整形外科	都立大整形外科クリニック	目黒区平町1-26-3 スミール都立大2階202号
平田 正純	整形外科	都立大整形外科クリニック A R - E x 尾山台整形外科	目黒区平町1-26-3 スミール都立大2階202号 世田谷区等々力4-13-1
林 拓郎	脳神経外科	独立行政法人国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1
金澤 洋介	リハビリテーション科	一般社団法人巨樹の会浦田リハビリテーション病院	大田区大森西4-14-5
日野 太郎	リハビリテーション科	原宿リハビリテーション病院	渋谷区神宮前6-26-1
堀田 緒留人	整形外科	東京警察病院	中野区中野4-22-1
中川 美和	リハビリテーション科	社会医療法人社団健友会中野共立病院	中野区中野5-44-7
山口 優美	内科	医療法人社団康明会康明会荻窪クリニック	杉並区荻窪5-16-5 エルシオン荻窪20.5
眞島 任史	整形外科	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6
中村 正樹	整形外科	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1
白田 智彦	整形外科	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
金子 衣野	小児科	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1
酒井 直隆	整形外科	さかい整形外科	練馬区栄町34-7 クイーンズコート1階102号室
竹内 誠	脳神経外科	医療法人社団苑田会苑田会リハビリテーション病院	足立区谷中5-9-1-1
内山 英司	整形外科	医療法人財団岩井医療財団岩井整形外科内科病院	江戸川区南小岩8-17-2
原科 純一	脳神経外科	医療法人社団昌医会葛西昌医会病院	江戸川区東葛西6-30-3
宮田 世羽	小児科	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2
林 淳也	形成外科	町田市民病院	町田市旭町2-15-4-1
大澤 山記子	小児科	公益財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1
日沼 和生	内科	社会福祉法人浴光会国分寺病院	国分寺市東恋ヶ窪4-2-2
永井 多賀子	リハビリテーション科	独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1
山口 竜一	脳神経外科	医療法人財団織本病院	清瀬市旭が丘1-26-1
玉置 智規	脳神経外科	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1
山崎 道生	脳神経外科	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1
高尾 英龍	整形外科	医療法人社団淳厚会 ニュータウン北島整形外科	多摩市落合1-24-1-5
北村 純一	神経内科	医療法人社団めぐみ会田村クリニック	多摩市落合1-32-1 多摩センターペペビル1階
村上 秀樹	脳神経外科	稲城市立病院	稲城市大丸117-1

6 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
星野 竜広	呼吸器外科	社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町1
横田 俊也	呼吸器外科	社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町1
井上 卓	呼吸器科	国際医療福祉大学三田病院	港区三田1-4-3
鈴木 雄介	呼吸器内科	北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1
川畑 雅照	呼吸器内科	清野・川畑診療室	港区西新橋1-3-1 西新橋スクエア3階
辻 隆夫	呼吸器内科	東京女子医科大学附属青山病院	港区北青山2-7-1-3
中山 秀章	呼吸器内科	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
佐内 文	呼吸器内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-4-5
須原 宏造	呼吸器内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-4-5
三ツ村 隆弘	呼吸器内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-4-5
山内 康宏	呼吸器内科	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
岡田 北史	内科	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-3-8
及川 武史	内科	医療法人社団礼恵会 むすび葉クリニック渋谷	渋谷区東2-2-8 第2TYビル2階
豊田 彰史	小児科	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1
山田 浩和	内科・呼吸器内科	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2
上杉 夫彌子	呼吸器内科	医療法人財団織本病院	清瀬市旭が丘1-26-1
上原 隆志	呼吸器・腫瘍内科	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1

7 心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
浅野 拓	循環器内科	学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院	中央区明石町9-1
岡野 喜史	循環器内科	公益財団法人東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1
逸見 隆太	循環器内科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
朝日 省史	循環器小児科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
稲井 慶	循環器小児科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
原田 元	循環器小児科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
相馬 桂	循環器内科	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
高部 智竹	循環器内科	社会医療法人社団順江会江東病院	江東区大島6-8-5
高間 弘子	循環器内科	大井町とうまクリニック	品川区大井1-16-2 プリリア大井町ラヴィアンタワー2階
松裏 裕行	小児科	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1
今 純一	循環器内科	医療法人社団松和会池上総合病院	大田区池上6-1-19
吉川 尚男	内科	吉川内科小児科	世田谷区松原3-28-8
瀬在 明	心臓外科	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
池谷 之利	循環器内科	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
河田 光弘	心臓外科	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2
敷野 圭	心臓血管外科	医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	板橋区小豆沢2-12-7
三井 幾東	心臓血管外科	西新井ハートセンター病院	足立区西新井本町1-12-8
宇野 欣秀	循環器内科	あやせ循環器クリニック 綾瀬循環器病院	足立区谷中3-6-9 足立区谷中3-12-10
竹井 義純	循環器内科	医療法人社団昌会葛西昌昌会病院	江戸川区東葛西6-30-3
大野 正和	循環器内科	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256
末永 悦郎	心臓血管外科	公益財団法人日本心臓血管研究振興会附属榊原記念病院	府中市朝日町3-16-1
池田 篤史	循環器内科	医療法人社団時正会佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15
小川 一矢	循環器内科	独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1

8 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
石川 祐史	内科	医療法人社団やよい会秋葉原腎クリニック	千代田区外神田1-16-9 朝風二号館ビル2階
岡崎 明子	内科	独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院	港区高輪3-10-11
石井 保夫	腎臓外科	虎の門病院	港区虎ノ門2-2-2
加藤 容二郎	移植外科	国際医療福祉大学三田病院	港区三田1-4-3
長井 美穂	腎臓内科	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
徳山 博文	腎臓内分泌代謝内科	慶應義塾大学病院	新宿区信濃町35
遠藤 周	小児科・思春期科	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
竹本 文美	腎臓内科	東京城東病院	江東区亀戸9-13-1
松本 啓	腎臓内科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
佐々木 洋平	人工透析内科	医療法人社団東仁会蒲田駅前クリニック	大田区蒲田5-44-5 常和蒲田ビル5階
小路 仁	内科・リウマチ膠原病科・ 腎臓内科・透析科	立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田2-25-1
太田 英里子	内科	東京医療生活協同組合中野総合病院 東京医療生活協同組合中野クリニック	中野区中央4-59-16 中野区中野2-21-17
倉林 和隆	腎臓内科	医療法人財団明理会東京腎泌尿器センター大和病院	板橋区本町36-3
富丘 聡	腎臓内科	医療法人財団明理会東京腎泌尿器センター大和病院	板橋区本町36-3
吉田 顕子	腎臓内科	公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町33-1
友松 秀竹	人工透析内科	医療法人社団翔栄会金町腎クリニック	葛飾区東金町1-23-2 洗淨金町ビル四階
関内 真紀穂	腎臓内科	医療法人社団大坪会北多摩病院	調布市調布ケ丘4-1-1
小林 克樹	腎臓内科	公益財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1
田中 健太郎	内科	医療法人社団釋会東大和南街クリニック	東大和市南街4-2-8

9 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
飯田 勝之	泌尿器科	社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町1
遠藤 文康	泌尿器科	学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院	中央区明石町9-1
落合 大樹	大腸外科	独立行政法人国立がん研究センター中央病院	中央区築地5-1-1
塚本 俊輔	大腸外科	独立行政法人国立がん研究センター中央病院	中央区築地5-1-1
森山 真吾	泌尿器科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-4 5
		東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-2 2
飯ヶ谷 知彦	泌尿器科	いいがやクリニック	目黒区緑が丘3-2-3
竹下 恵美子	外科	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
石川 覚之	泌尿器科	社会福祉法人康和会久我山病院	世田谷区北島山2-14-2 0
清水 一起	外科・消化器科	社会福祉法人康和会久我山病院	世田谷区北島山2-14-2 0
山田 幸央	泌尿器科	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-2 2
小平 祐造	消化器外科	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6
谷口 和樹	消化器外科	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6
長谷川 弥子	外科	医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	板橋区小豆沢2-12-7
吉村 雪野	外科	医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	板橋区小豆沢2-12-7
坂東 重浩	泌尿器科	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2
村上 雅哉	泌尿器科	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2
山田 裕紀	泌尿器科	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2
田淵 悟	外科・消化器外科・ 気管食道内科	国家公務員共済組合連合会立川病院	立川市錦町4-2-2 2
万本 潤	外科	医療法人社団潮友会うしお病院	昭島市武蔵野2-7-1 2 地下1階から4階まで
澤崎 晴武	泌尿器科	公益財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1
瀬口 健至	泌尿器科	独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1

10 小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
工藤 孝広	小児科・思春期科	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
清水 俊明	小児科・思春期科	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3

11 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
古賀 道子	感染免疫内科	東京大学医科学研究所附属病院	港区白金台4-6-1
鯉淵 智彦	感染免疫内科	東京大学医科学研究所附属病院	港区白金台4-6-1
菊池 賢	血液内科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
宮崎 泰斗	総合診療科	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1
小林 寿英子	血液膠原病内科	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1

12 肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
光井 洋	消化器科	東京通信病院	千代田区富士見2-14-2 3
戸山 信夫	消化器内科	社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町1
鈴木 光幸	小児科	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
赤松 延久	肝胆臓・人工臓器移植外科	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
吉田 英雄	消化器内科	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-2 2
阿部 真久	内科	医療法人社団同愛会病院	江戸川区松島1-42-2 1
浮山 越史	小児外科	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2

13 音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
佐藤 慎祐	脳神経外科	学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院	中央区明石町9-1
池田 律子	脳神経外科	J R 東京総合病院	渋谷区代々木2-1-3

14 呼吸器機能障害及び心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
玉城 哲雄	内科	一般社団法人衛生文化協会城西病院	杉並区上荻2-42-1 1

15 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
山内 慎一	大腸肛門外科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-4 5

16 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
赤塚 美穂	神経内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-4 5
林 信太郎	脳神経内科	東京都立神経病院	府中市武蔵台2-6-1

17 腎臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
奥見 雅山	泌尿器科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1

18 ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害及び肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
奥田 純一	外科	東京通信病院	千代田区富士見2-14-23

19 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
権名 盟子	神経内科	独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1

20 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
長嶋 勝	神経内科	ながしまクリニック	世田谷区太子堂3-38-18 アパートメント三軒茶屋ブラッサムテラス1階

21 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
詫間 浩	神経内科	たくま内科・神経内科クリニック	港区麻布十番1-7-1 MGB麻布十番ビル4階

●東京都告示第千三百七十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十八年八月五日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道神田白山線

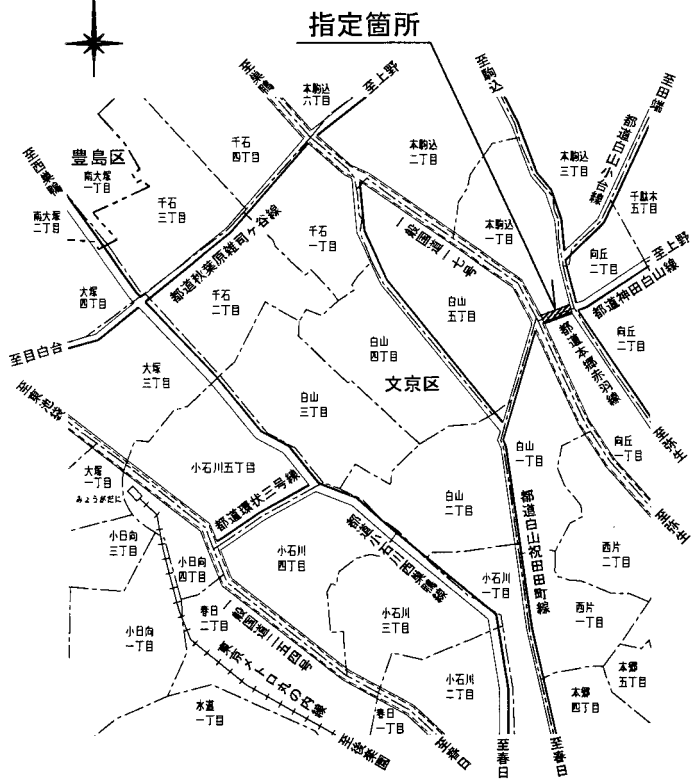
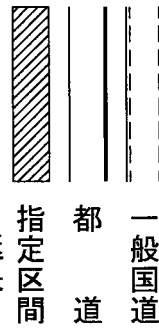
二 指定する区間 文京区向丘一丁目十一番一地先から同所八十番四地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

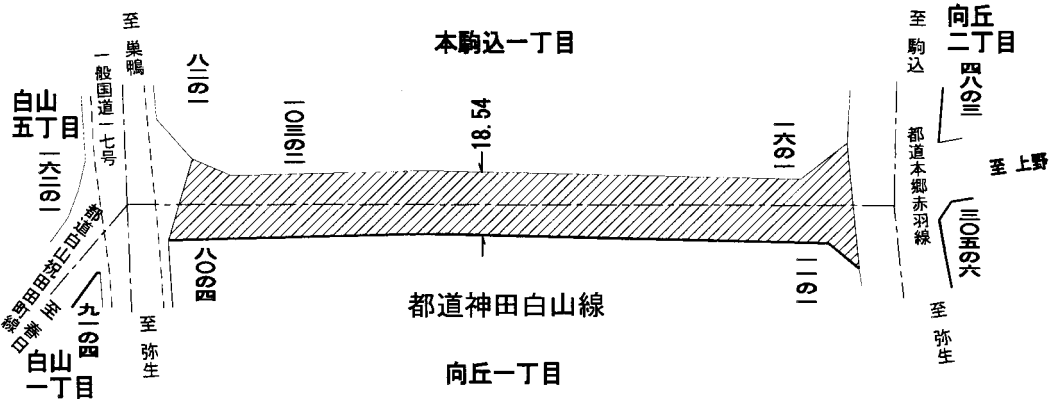
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道神田白山線
文京区向丘一丁目地内

(電線共同溝予定名称 神田白山・五号)
延長 一一一・〇八メートル



文京区



出 張（公）

●東京都公安委員会告示第264号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月5日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車免許技能検定員審査
- (4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (6) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができ、運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識

ア 教則の内容となっている事項

- イ 自動車教習所に関する法令についての知識
- ウ 技能検定の実施に関する知識
- エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者
5 審査の日時及び場所

(1) 日時

平成28年9月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

- (1) 申請書類
- ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
- イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成28年8月18日（木曜日）及び同月19日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一

丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

- ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成28年8月8日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- イ 写真は、申請書に貼り付けること。
- ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
- エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,450円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

- (1) 携行品
 - ア 運転免許証
 - イ 筆記用具
 - ウ 黒色又は青色のボールペン
 - エ 赤色のボールペン
- (2) 服装
 - 自動車運転に支障のない服装
- 9 合格証明書の交付
 - 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合

格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (6717) 3137 内線5284

●東京都公安委員会告示第265号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月5日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車免許教習指導員審査
- (4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
- (5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- (6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
- (7) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

- ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
- イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能
- ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

- ア 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識
- イ 自動車教習所に関する法令についての知識
- ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
平成28年9月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時
- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

- (1) 申請書類
- ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
- イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横

の長さ2.4センチメートルのもの）

- ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
- (2) 受付日時
平成28年8月18日（木曜日）及び同月19日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで
- (3) 受付場所
警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

- ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成28年8月8日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- イ 写真は、申請書に貼り付けること。
- ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
- エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には14,950円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者には9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

- (1) 携行品
- ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）
（2） 服装

9 合格証明書の交付
合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (6717) 3137 内線5284

●東京都公安委員会告示第266号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、次の犯罪被害者等早期援助団体から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年8月5日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

1 変更の届出があった犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人被害者支援都民センター

2 変更に係る事項

代表者の氏名

旧 山 上 皓

新 飛鳥井 望

3 変更年月日

平成28年6月23日

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十八年八月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 P・R・O

二 代表者の氏名

吉田 篤史

三 主たる事務所の所在地

東京都杉並区上高井戸一丁目八番二十号 第一島田ビル三〇一

四 認定の有効期間

平成二十八年七月二十二日から平成三十三年七月二十一日まで

一日まで

一日まで

認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証

について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更についての同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二

十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年八月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 朴の会

二 代表者の氏名

水野 勝

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区千駄木二丁目三十六番十号 一F

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効に

ついて

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年八月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 経営支援 NPO クラブ

二 代表者の氏名

世良 正

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区内神田一丁目五番十三号 内神田TKビル六階

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮
 認定の有効期間が経過したため
 五 失効年月日
 平成二十八年六月二十一日

一 名称

特定非営利活動法人日本食品安全検証機構

二 代表者の氏名

茶藷 明

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目七番五―三〇四号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮
 認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十八年六月二十八日

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店
 舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に
 より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供
 する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
 あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成二十八年八月五日から四月以内に東京都産業
 労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
 号)に到着するよう提出してください。
 平成二十八年八月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

ニトリ狛江ショッピングセンター

二 店舗所在地

狛江市岩戸南二丁目五百八十番二
 ほか

三 設置者名

カゴメアクセス株式会社

四 設置者住所

愛知県名古屋市中区錦三丁目十四
 番十五号

五 小売業を行う者の
 氏名又は名称

株式会社ニトリほか一名

六 新設をする日

平成二十九年三月十六日

七 店舗面積の合計

七千九百三十四平方メートル

八 駐車場の位置及び
 収容台数

店舗内ほか 三百九台

九 駐輪場の位置及び
 収容台数

店舗北西側ほか 百四十九台

十 荷さばき施設の位
 置及び面積

店舗内ほか 百八十二平方メー
 トル

十一 廃棄物等の保管
 施設の位置及び
 容量

店舗内ほか 四十・七〇立方メー
 トル

十二 小売業を行う者
 の開店時刻

午前九時

十三 小売業を行う者
 の閉店時刻

午後九時

十四 来客が駐車場を
 利用することが
 できる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十
 分まで

十五 駐車場の自動車
 二か所 店舗北側ほか

の出入口の数及
 び位置
 十六 荷さばき施設に
 おいて荷さばき
 を行うことがで
 きる時間帯
 午前六時から午後九時まで

十七 届出日

平成二十八年七月十五日

十八 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業
 振興課(新宿区西新宿二丁目八番
 一号)

十九 縦覧期間

平成二十八年八月五日から同年十
 二月五日まで。ただし、東京都の
 休日に関する条例(平成元年東京
 都条例第十号)に定める休日を除
 く。

二十 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
 分まで。ただし、正午から午後一
 時までを除く。

一 店舗名

(仮称)八王子市高尾店舗計画

二 店舗所在地

八王子市狭間千四百五十六番地

三 設置者名

住友商事株式会社

四 設置者住所

中央区晴海一丁目八番十一号

五 小売業を行う者の
 氏名又は名称

未定

六 新設をする日

平成二十九年三月二十三日

七 店舗面積の合計

四千五百五十九平方メートル

八 駐車場の位置及び
 収容台数

店舗内 二百十二台

九 駐輪場の位置及び
 収容台数

店舗東側 五十四台

十 荷さばき施設の位
 置及び面積

店舗北西側 六十八平方メートル

<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗北西側 二十四・〇〇立方メートル</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前十時</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗南側ほか</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>	<p>十七 届出日 平成二十八年七月二十二日</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十九 縦覧期間 平成二十八年八月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年八月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 平成二十八年八月五日 東京都知事 小池 百合子</p>
<p>一 店舗名 オーケー北八王子店</p> <p>二 店舗所在地 八王子市高倉町七番一号</p> <p>三 設置者名 オーケー店舗保有株式会社</p> <p>四 設置者住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号</p> <p>五 変更前の店舗名 (仮称)オーケー北八王子高倉町店</p> <p>六 変更後の店舗名 オーケー北八王子店</p> <p>七 変更日 平成二十八年六月三十日</p> <p>八 届出日 平成二十八年七月一日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十八年八月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>	<p>一 店舗名 ニューマン新宿</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿四丁目一番六号</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモローランドほか十三名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモローランドほか三十六名</p> <p>七 変更日 平成二十八年三月二十五日</p> <p>八 届出日 平成二十八年七月七日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十八年八月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王店</p> <p>二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店</p> <p>四 設置者住所 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>五 変更前の店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王</p>	<p>一 店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王店</p> <p>二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店</p> <p>四 設置者住所 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>五 変更前の店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王</p>	<p>一 店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王店</p> <p>二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店</p> <p>四 設置者住所 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>五 変更前の店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王</p>	<p>一 店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王店</p> <p>二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店</p> <p>四 設置者住所 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>五 変更前の店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王</p>	<p>一 店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王店</p> <p>二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店</p> <p>四 設置者住所 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>五 変更前の店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王</p>	<p>一 店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王店</p> <p>二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店</p> <p>四 設置者住所 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>五 変更前の店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王</p>	<p>一 店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王店</p> <p>二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店</p> <p>四 設置者住所 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>五 変更前の店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王</p>	<p>一 店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王店</p> <p>二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店</p> <p>四 設置者住所 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>五 変更前の店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王</p>	<p>一 店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王店</p> <p>二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店</p> <p>四 設置者住所 大田区山王三丁目六番三号</p> <p>五 変更前の店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 MEGAドン・キホーテ大森山王</p>

<p>八 変更後の設置者の代表者名 竹内 三善</p> <p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイシン百貨店</p> <p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイシン百貨店ほか二名</p> <p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイシン百貨店</p> <p>十二 変更前の小売業者の代表者名 林 久品 (株式会社ダイシン百貨店)</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 竹内 三善 (株式会社ダイシン百貨店)</p> <p>十四 変更日 平成二十八年六月三十日ほか</p> <p>十五 届出日 平成二十八年七月八日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成二十八年八月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>店 林 久品</p> <p>株式会社ダイシン百貨店</p> <p>株式会社ダイシン百貨店ほか二名</p> <p>株式会社ダイシン百貨店</p> <p>林 久品 (株式会社ダイシン百貨店)</p> <p>竹内 三善 (株式会社ダイシン百貨店)</p> <p>平成二十八年六月三十日ほか</p> <p>平成二十八年七月八日</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>平成二十八年八月五日から同年十月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十八年八月五日</p> <p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 (仮称)立川駅北口西地区第一種市街地再開発ビル</p> <p>二 店舗所在地 立川市曙町二丁目五百番地ほか</p> <p>三 設置者名 立川駅北口西地区市街地再開発組合</p> <p>四 意見 ア 聴取者 立川市長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 平成二十八年七月一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年八月五日から同年九月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十八年八月五日</p> <p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 (仮称)立川駅北口西地区第一種市街地再開発ビル</p> <p>二 店舗所在地 立川市曙町二丁目五百番地ほか</p> <p>三 設置者名 立川駅北口西地区市街地再開発組合</p> <p>四 意見 ア 聴取者 立川市長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 平成二十八年七月一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年八月五日から同年九月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年八月五日から同年九月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>消防法に基づく命令の公告について 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。) 第十七条の四第一項の規定により命令を行ったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。 平成二十八年八月五日 東京消防庁 板橋消防署長 諸 橋 健 吾</p> <p>一 防火対象物の所在地 板橋区常盤台二丁目二十七番十号</p> <p>二 防火対象物の名称 常盤台センター</p> <p>三 命令を受けた者 善山 正彦</p> <p>四 命令事項 平成二十八年九月三十日までに、二の防火対象物の自動火災報知設備を技術上の基準に従って改修すること。</p> <p>五 命令年月日 平成二十八年七月八日</p>	<p>(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年八月五日から同年九月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>消防法に基づく命令の公告について 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。) 第十七条の四第一項の規定により命令を行ったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。 平成二十八年八月五日 東京消防庁 板橋消防署長 諸 橋 健 吾</p> <p>一 防火対象物の所在地 板橋区常盤台二丁目二十七番十号</p> <p>二 防火対象物の名称 常盤台センター</p> <p>三 命令を受けた者 善山 正彦</p> <p>四 命令事項 平成二十八年九月三十日までに、二の防火対象物の自動火災報知設備を技術上の基準に従って改修すること。</p> <p>五 命令年月日 平成二十八年七月八日</p>

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。